

環境衛生（ごみと資源の分け方、出し方）

※ごみは、次の分類ごとに**カレンダーで収集日を確認のうえ**決められた時間・場所に出してください。
※ごみ置き場は、地域の方で管理していただいています。ルールを守ってきれいにしよう心がけましょう。
※**分別に迷った場合は、分別早見表(五十音順)をご覧ください。**
※粗大ごみとして出す前に、リユースしましょう。詳しくは粗大ごみ欄の二次元バーコードからご確認ください。



分別早見表▶▶

分 け 方					出 し 方																		
もえるごみ ◆週2回 ◆場所 もえるごみ置き場 ◆時間 当日朝8時まで					生ごみ…台所の生ごみ(水切りする)、貝殻 革製品…靴、サンダル、カバン 布類…靴下、ストッキング、手袋、ぬいぐるみ、汚れている布、切れた布 ゴム製品…長靴、ホース(30cm未満に切る) 容器包装以外のプラスチック製品はもえるごみです。					 (プラスチック製) ◆30cm未満にして専用指定袋に入れて指定場所へ出してください。 [30cm以上の物は、専用指定袋に入っても回収されません。] ◆雨天時には、雨水が入らないように口を固くしぼり、横倒しにしてください。													
資源 ◆毎週土曜日 ◆場所 資源ごみ置き場 ◆時間 当日朝9時まで					<table><tr><th>新聞紙</th><th>ダンボール</th><th>雑誌類</th><th>紙バック</th><th>雑がみ・紙箱類</th><th>布 類</th><th>ペットボトル</th></tr><tr><td>品目ごとにひもで十字にしはる ※品目が混ざっていると回収されません</td><td> 段ボールマーク 目安にしてください</td><td>雑誌、書籍、バンフレット、コピー用紙、チラシ、包装紙など</td><td> 紙バックマーク 目安にしてください 牛乳・ジュースバック (内側が白色のもの)</td><td>紙の取っ手の紙袋に入れる。又はひもで十字にしはる。 紙袋、封筒、紙箱、細かい紙類など</td><td>透明、半透明のもの 洋服、着物、帯、シーツ、毛布、タオルなど</td><td>マークのついたもの PET  つぶして出す</td></tr></table>					新聞紙	ダンボール	雑誌類	紙バック	雑がみ・紙箱類	布 類	ペットボトル	品目ごとにひもで十字にしはる ※品目が混ざっていると回収されません	 段ボールマーク 目安にしてください	雑誌、書籍、バンフレット、コピー用紙、チラシ、包装紙など	 紙バックマーク 目安にしてください 牛乳・ジュースバック (内側が白色のもの)	紙の取っ手の紙袋に入れる。又はひもで十字にしはる。 紙袋、封筒、紙箱、細かい紙類など	透明、半透明のもの 洋服、着物、帯、シーツ、毛布、タオルなど	マークのついたもの PET  つぶして出す
新聞紙	ダンボール	雑誌類	紙バック	雑がみ・紙箱類	布 類	ペットボトル																	
品目ごとにひもで十字にしはる ※品目が混ざっていると回収されません	 段ボールマーク 目安にしてください	雑誌、書籍、バンフレット、コピー用紙、チラシ、包装紙など	 紙バックマーク 目安にしてください 牛乳・ジュースバック (内側が白色のもの)	紙の取っ手の紙袋に入れる。又はひもで十字にしはる。 紙袋、封筒、紙箱、細かい紙類など	透明、半透明のもの 洋服、着物、帯、シーツ、毛布、タオルなど	マークのついたもの PET  つぶして出す																	
プラマークごみ (プラスチック製品 容器包装) (資源) ◆毎週水曜日 ◆場所 もえるごみ置き場 ◆時間 当日朝8時まで					袋 類…ポリ袋、ビニール袋など ボ ト ル 類…調味料やシャンプーボトルなど パ ッ ク 類…卵バック、豆腐容器など カ ッ プ 類…カップラーメンやプリンの容器など ト レ ー 類…色もの、白色、透明などの容器 発泡スチロール…こぶし大に砕いて袋に入れる 断熱材や建築廃材は出さないでください。 このマークがついているもの このマークが ついているもの ◆汚れがとれないものや容器包装以外のプラスチック製品(プラマークがついていないもの)はもえるごみに出してください。 ◆まとめて透明又は半透明の袋に入れて出してください。 ◆食品などの付着したものはよく洗って、乾かして出してください。 ◆袋の中に口をしぼった小袋(2重袋)を入れないでください。異物が見つかりにくくなります。																		

もえないごみ (一部資源) ◆月2回 ◆場所 ◆時間		剪定枝・葉・草 ◆週1回 ◆場所 ◆時間		粗大ごみ 直接搬入 ◆月2回・予約制 ◆費用	
カン・金物類 30cm未満(厚さ3mm以下)のもえないもの、アルミ・スチール缶、スプレー缶、刃物、フライパン、鍋、ロー製品、ポット、傘の骨、おもちゃ、コード(束ねる)		ビン あきびん キャップを必ず外し、中をすすいで出す		セトモノ類 鉢、茶碗、皿、割れたセトモノ、マニキュアのびん	
剪定枝 1本の枝の長さ120cm未満、太さ10cm未満のもの(太い枝は10cm未満に切る)		ガラス製品(割れもの含む) コップ、グラス、花瓶		乾電池類 乾電池、ボタン電池、ガスライター(あとで分別します)	
葉・草 根、ごみ、土など混入させないでください		蛍光灯・電球 蛍光灯、電球		◆傘の骨は長さ30cm以上でも金物で出せます。(生地はもえるごみ) ◆スプレー缶は「ガス及び中身を使い切って」「金物のコンテナへ入れてください。 ◆包丁などの刃物は紙にくるんで「危険」と記入して出してください。 ◆カッターの刃、カミソリ、安全ピン、ネジ、クギなどはふたのある空き缶に入れて金物のコンテナへ出してください。 ◆ライターは使い切って出してください。 ◆小型充電式電池は、家電量販店などの専用の回収ボックスへ入れてください。	
◆対象となるもの ◆費用 ◆出し方 ◆数量 ◆申込 ◆受付 ◆収集 ◆排出場所		◆対象となるもの ◆費用 ◆出し方 ◆数量 ◆申込 ◆受付 ◆収集 ◆排出場所		◆対象となるもの ◆費用 ◆出し方 ◆数量 ◆申込 ◆受付 ◆収集 ◆排出場所	

粗大ごみ 直接搬入 ◆月2回・予約制 ◆費用		小型家電 ◆回収ボックス設置場所 ◆回収場所 ◆回収時間	
◆対象となるもの ◆費用 ◆出し方 ◆数量 ◆申込 ◆受付 ◆収集 ◆排出場所		◆対象となるもの ◆費用 ◆出し方 ◆数量 ◆申込 ◆受付 ◆収集 ◆排出場所	

インクカートリッジ ◆回収ボックス設置場所 ◆回収場所 ◆回収時間		小型家電 ◆回収ボックス設置場所 ◆回収場所 ◆回収時間	
◆対象となるもの ◆費用 ◆出し方 ◆数量 ◆申込 ◆受付 ◆収集 ◆排出場所		◆対象となるもの ◆費用 ◆出し方 ◆数量 ◆申込 ◆受付 ◆収集 ◆排出場所	

商店や事業所、工場などの事業活動によって発生したごみは、一般家庭用のごみ置き場には出せません。

環境衛生

し尿（くみ取り便槽）

- 申込み方法
（有）共和衛生工業に事前申込みが必要です。申込書は、環境課窓口で受けとるか町のホームページからダウンロードし必要事項を記入してください。
- 申込内容を変更する場合
トイレを水洗式に改修するとき、世帯人数や住所を変更するときなどは、事前に環境課へご連絡ください。
- 処理手数料

定額制	一般家庭 月1回くみ取り	1人月額 360円（税抜き）
従量制	工事現場などの 仮設トイレ	36Lにつき 360円（税抜き）

浄化槽

- 清掃
浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る作業をします。毎年1～2回の清掃が必要です。
・申込み 町許可清掃業者
（有）共和衛生工業
TEL 0465－82－0030
浄化槽は神奈川県が管轄していますので、不明点等は下記にお問合せください。
- ◆神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
TEL 0465－83－5111
- 法定検査
浄化槽の保守点検や清掃が正しく実施され、正常に機能しているか、毎年1回確認が必要です。
・申込み 一般社団法人神奈川保健協会西湘支所
TEL 0463－73－0511

資源回収奨励金

- 子どもたちに対してごみの削減と資源の有効活用に対する意識を高めることを目的に、子ども会等の団体が町内の一般家庭から回収した資源物を回収業者に引き渡し、た量に応じて資源回収奨励金を交付しています。
- 対象となる団体
子ども会、育成会、開成幼稚園、PTA、スポーツ少年団など

- 対象の資源物
新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、アルミ缶



詳細は町ホームページをご覧ください。

ペット

- 犬の登録と狂犬病予防注射
犬を飼うときは、狂犬病予防法により、登録手続き（生涯1回、登録手数料3,000円）と狂犬病予防注射（年1回、注射料金＋注射票交付手数料550円）が義務づけられています。狂犬病予防注射は、町で行う集合注射又は動物病院で受けてください。
また、犬が死亡したときや飼い主の変更、住所の異動などがあつた場合は、町環境課に届出が必要です。
- 動物（犬・猫・鳥等）に関する連絡先

飼えなくなった動物の相談	
病気やケガをした 野生動物を見つけたとき	神奈川県動物愛護センター 又は 神奈川県小田原保健福祉 事務所足柄上センター
野犬を見つけた場合	
野良猫の被害相談	
犬の放し飼い・鳴き声で 困った場合	神奈川県小田原保健福祉 事務所足柄上センター
犬に咬まれたとき	
犬や猫を護ってほしいとき	神奈川県動物愛護センター
大量に死亡した野鳥を 見つけたとき	神奈川県県西地域県政総合 センター環境部環境調整課

- ◆神奈川県動物愛護センター
TEL 0463－58－3411
- ◆神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
TEL 0465－83－5111
- ◆神奈川県県西地域県政総合センター
環境部環境調整課
TEL 0465－32－8000
- ペットの同行避難
飼っているペットを連れた「同行避難」が可能な避難所
・開成小学校
・開成南小学校
・文命中学校
同行避難時の注意事項等は町ホームページをご覧ください。

再生可能エネルギー

創・省・蓄エネの導入 （ゼロカーボンシティ創成補助制度）

- 【住宅】ゼロエネルギーハウス等導入補助金
家をZEH（ゼロエネルギーハウス）やZEH＋LCCM住宅で新築又はリフォームされる方向けの補助金です。
- 【住宅】既存住宅スマートハウス化補助金
築1年以上の既存住宅に太陽光発電設備や蓄電池、エネファームなどを設置する方向けの補助金です。3種類以上の設備を同時に設置する場合には補助額が加算されます。
※新築は対象外
- 【駐車場】ソーラーカーポート導入補助金
住宅の駐車場の車庫やカーポートに太陽光発電設備を搭載するソーラーカーポートを導入する方向けの補助金です。
- 【自動車】電気自動車等導入補助金
自家用車を電気自動車（EV）や超小型EVで導入する方や、EVから電気を取り出す装置（V2HやV2L）を設置される方向けの補助金です。
※EV以外（プラグインハイブリッド車や水素自動車など）は対象外
上記のゼロカーボンシティ創成補助制度の各補助金は、国の交付金が付加される令和8年度までは、補助額が大きくなっています。補助額や補助要綱などの詳細は町ホームページをご覧ください。



上下水道・道路・水路

上下水道の利用

●水道の利用

水道利用の開始・中止は、事前に届出が必要です。

（手数料 700 円がかかります）

届出は都市整備課で受付けています。

【こんなときには届出を】

（ 1 ）引っ越しをするとき

（ 2 ）新しく家を建てる時

（ 3 ）名義を変更するとき

（ 4 ）長期間水道を使用しないとき

（ 5 ）その他変更があるとき

●水道料金

・水道料金は2か月に1回、使用水量を計量し料金を計算します。水道料金は、基本料金に超過料金を加えた合計額です。

・宅地内漏水（水道メーターの回る漏水）を修理した方で、発見しにくい地下漏水の場合は、上下水道料金の減免制度があります。

※修理費用は、利用者の負担になります。また、修理は町指定工事店（町ホームページ参照）に依頼してください。

●公共下水道使用料

一般的な下水道使用料は、水道の使用水量等に基づいて計算し、水道料金と一緒に納めていただきます。

●工事費用の融資制度

下水道の供用開始から3年以内に下水道接続工事をされる方で、町が協定を結んでいる金融機関から融資を受けた場合、その利子分を町が負担する制度があります。

融資のあつ旋には要件がありますので、都市整備課へお問合わせください。

上下水道の工事

●水道工事

給水装置の新設、改造、増径、撤去などの工事は、町指定工事店にお申込みください。（町から指定されていない工事業者に工事を依頼することはできません。）お申込みの際、工事の内容や費用について十分な説明を受けるようにお願いします。

※町指定工事店一覧表は町ホームページに掲載しています。不明なときは都市整備課へお問い合わせください。

●漏水の修理

水道メーターが回る漏水は、ご自身で町指定工事店に直接連絡してください。

また、道路から水道メーターまでの給水管の漏水は、町の対応となりますので、都市整備課までご連絡ください。

●下水道の接続工事

公共下水道が整備された区域(処理区域)の建築物の所有者は、生活雑排水（トイレ・風呂場・台所）などの汚水を公共下水道に接続して流さなければなりません。この接続工事は、町指定工事店にお申込みください。（町へ登録していない工事業者に工事を依頼することはできません。）その際、工事内容や費用について十分な説明を受けるようにお願いします。

※町指定工事店一覧表は町ホームページに掲載しています。不明なときは都市整備課へお問い合わせください。

●その他

道路上のマンホールからの悪臭や詰まりを発見した場合は、都市整備課へご連絡ください。



道路・水路の占用等

●道路の占用

建築工事の仮設足場や上下水道管などの構造物を道路に設置するときは、関係図面などを添えて、事前に都市整備課へ申請し、許可を受けてください。

●水路の占用

宅地への進入路確保のために水路の上に橋などを架けるときは、関係図面などを添えて、事前に都市整備課へ申請し、許可を受けてください。

※占用が許可されたときは、占用料を納めていただく場合があります。

●境界確定

道路・水路に隣接している土地の境界を確定したい場合は、都市整備課へ申請してください。なお、境界立会いから確定までの費用は申請者負担となります。

また、境界が確定済みであるかなどを確認したい場合も、都市整備課へお問い合わせください。